

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項前段の規定により岐阜県公安委員会委員長から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 3 年 5 月 28 日

岐阜県監査委員	水 野 吉 近
岐阜県監査委員	長 屋 光 征
岐阜県監査委員	鈴 土 靖
岐阜県監査委員	長 縄 直 子
岐阜県監査委員	南 圭 一

1 令和2年度行政監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

テーマ名	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの※ C	未措置 A-B-C
公用携帯電話等の契約・管理について	29	0	1	28

※「今回措置を講じたもの」については、令和3年5月10日に公安委員会委員長から通知があったもの

2 行政監査の結果に基づき講じた措置

公安委員会

機関名	監査結果	講じた措置
少年課	使用状況に応じた適切な料金プランやオプションを選択することにより、端末をより経済的に使用することができる可能性がある。改めて、使用明細を確認の上、基本プランと対比して月額使用料が高額となっている端末や、高額な基本プランに加入しているものの、あまり使用実績がない端末については、契約先のキャリアと相談するなどして、最適な料金プランとするよう検討されたい。	スマートフォンの使用状況及びデータ使用量を精査した結果、現行の定額データプランのデータ使用容量は必要がないことが判明したため、ステップアップ型プランに変更することによって使用料金の削減を図った。今後は、契約内容が使用状況に照らして経済的なものとなっているか定期的に検討することとする。